

# 売地

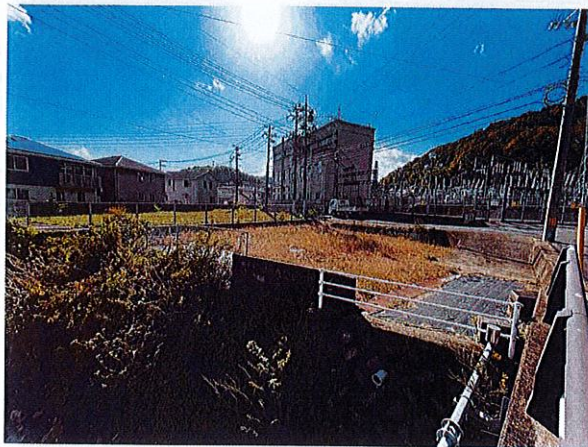
## 新尾道駅

更地渡し

土地面積  
実測 173.29㎡

現況  
更地

引渡可能時期  
即時



物件種目	売地		
最適用途	住宅用地		
最寄駅	新尾道		
土地面積	実測 173.29㎡	私道面積 (共有持分)	
価格	900万円	坪単価	@17.17万円

物件所在地	広島県尾道市栗原町		
交通	J R山陽新幹線 新尾道 徒歩20分		
土地権利	所有権	地目	宅地
都市計画	市街化区域	用途地域	1種中高
建ぺい率	60%	容積率	200%
他の法令上の制限			
地勢			
建築条件			
現況	更地		
引渡し(可能時期)方法	即時/更地渡し		
開発許可 等番号			
接道状況 (角地・側口)			
設備			
備考			

この図面は物件情報の一部を抜粋して掲載しております。(現況優先)  
入居日・引渡日変更や付帯条件、別途料金等が発生する場合がありますのでご確認ください。

at home

infosheet 物件番号 69806695044

広島県知事免許(3)第10254号 〒729-0104 広島県福山市松永町4丁目16番45-1号

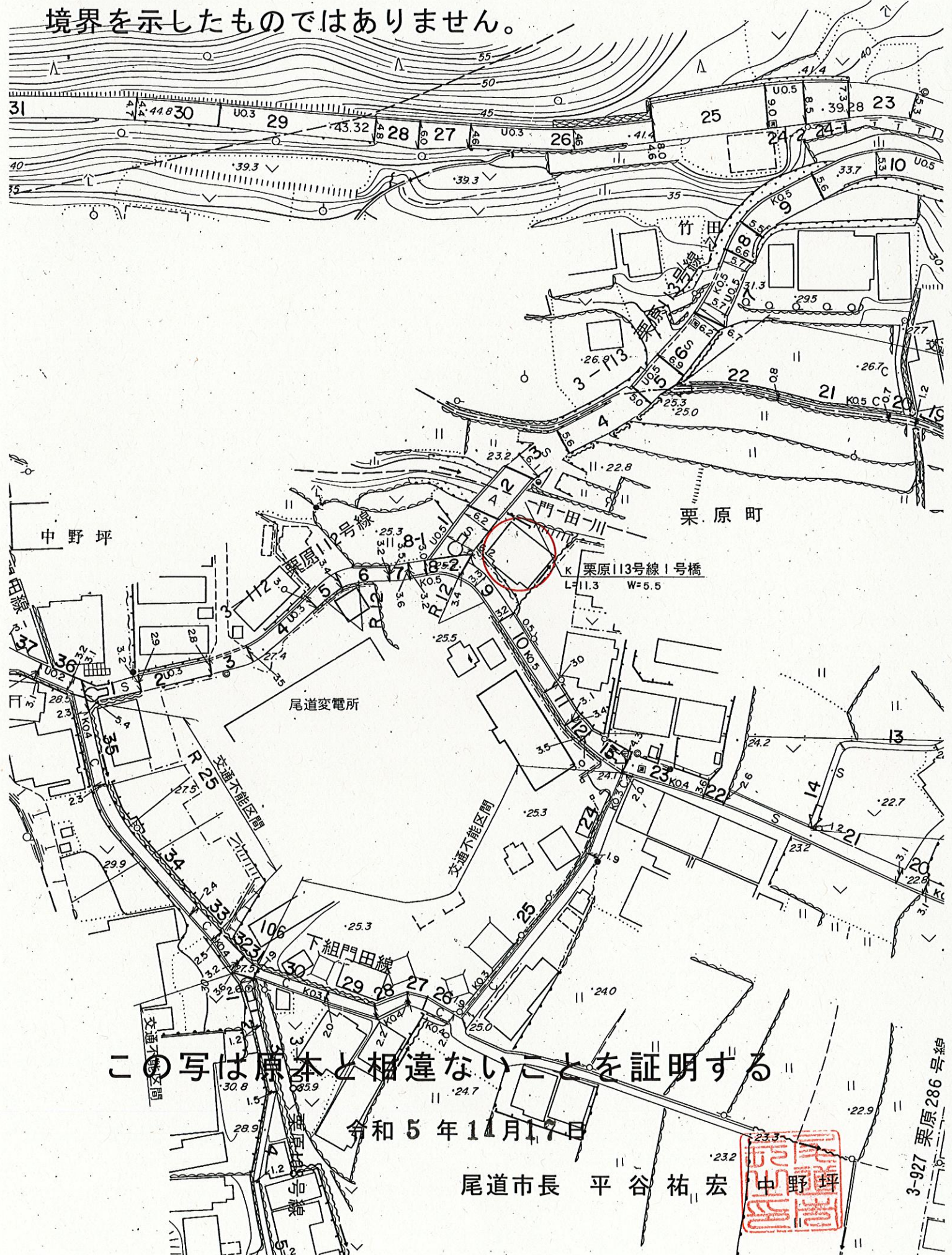
## 山脇産業株式会社

TEL: 084-939-5542 FAX: 084-939-5543 定休日: 水曜日・日曜日・祝日

■取引態様: 媒介



市道有効幅員を示したものであり、市道の区域又は境界を示したものではありません。



この写は原本と相違ないことを証明する

令和5年11月17日

尾道市長 平谷 祐宏

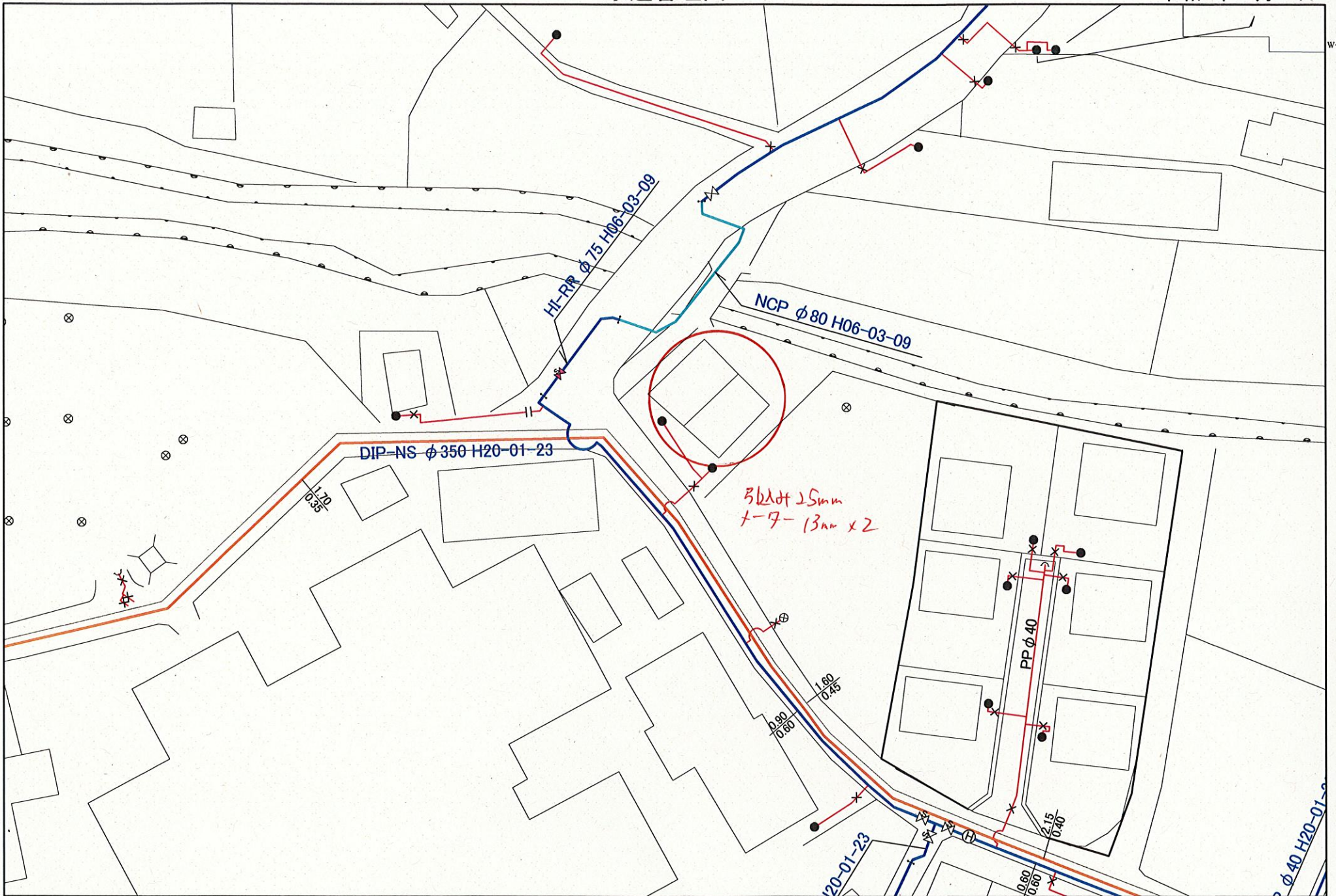


3-927 栗原286号線



水道管理図

令和5年11月17日

















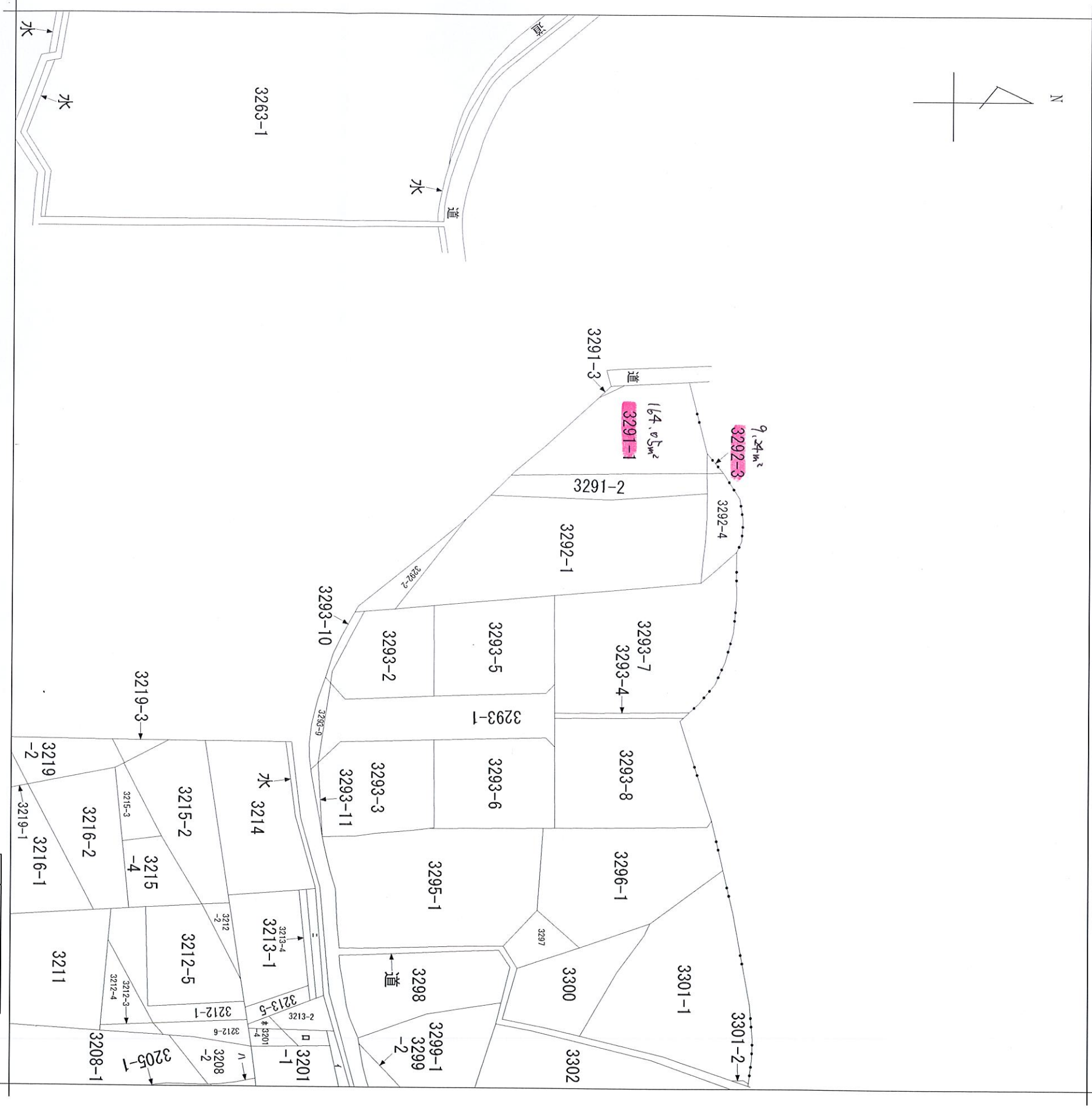
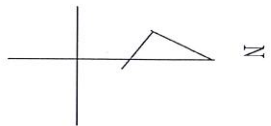


60m

1:1500



1 3201-2    2 3205-2    3 3213-6  
 2 3201-3    3 3213-3

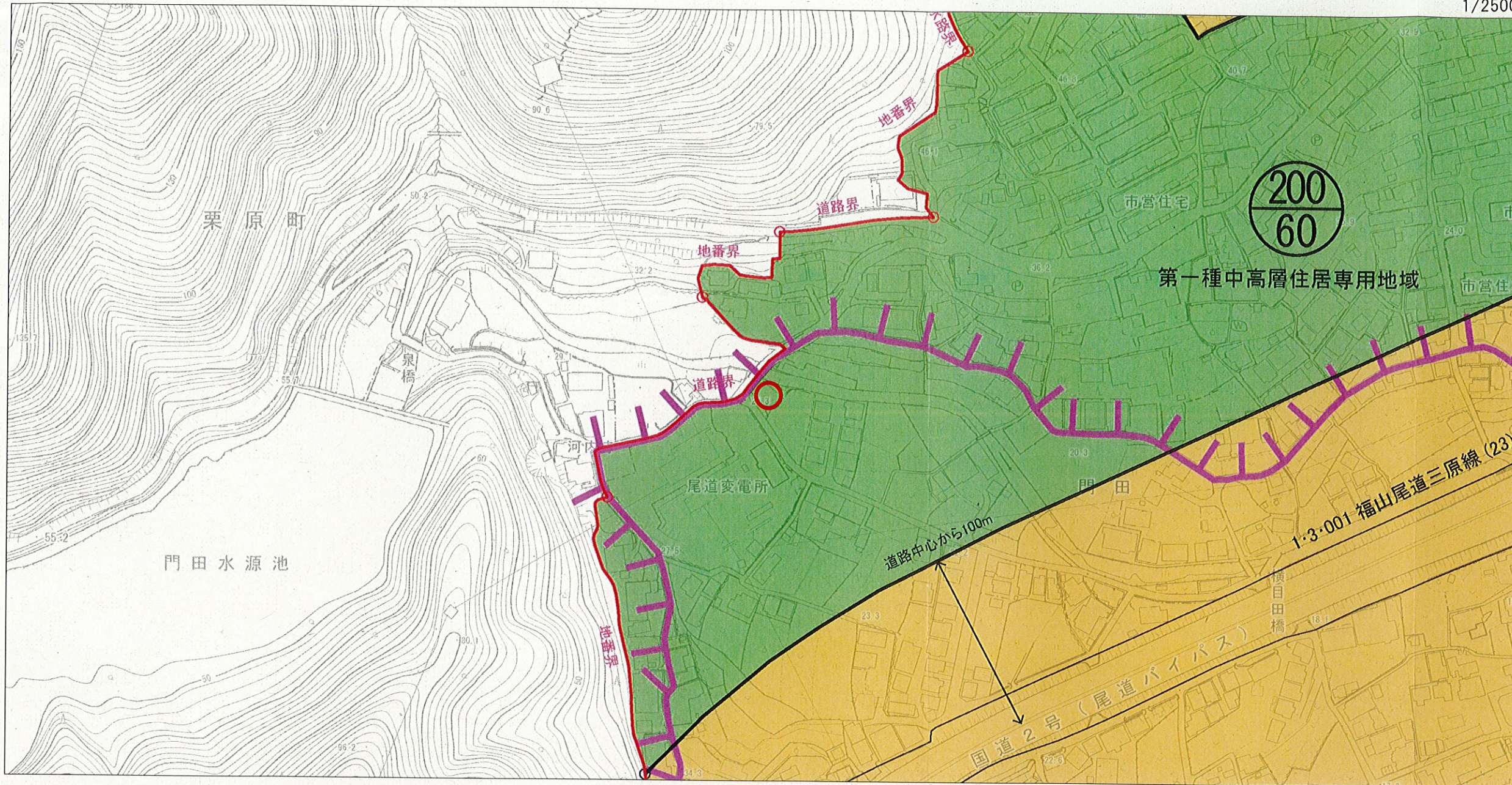


請求部分	所在	尾道市栗原町字中野坪		地番	3292番1			
出縮	力尺	1/600	精度分	座標系 番号又は 記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和41年2月	備付年月日 (原図)	補事項					



# 尾道市都市計画図(参考図)

1/2500



- (注意)**
- ・規制内容の欄は、地図中心の赤丸位置の都市計画法及び同法に関する法規制内容を表示しています。
  - ・表示に利用している地図は土地の境界を示すものではありません。
  - ・本図の利用によって発生する直接又は間接の損失、損害及び障害等について、尾道市は一切責任を負いません。ご利用者自身の責任と判断で利用ください。
  - ・本図はすべての都市計画の内容を表示しておりません。権利や義務の発生するもの、取引の資料とするものなど、重要な事項の確認には利用できません。

都市計画法及び関係する法規制内容					
地図中心の赤丸位置		地図中心の赤丸位置		地図中心の赤丸位置	
都市計画区域	備後圏都市計画区域	準防火地域	—	ごみ焼却場	—
区域区分	市街化区域	臨港地区	—	ごみ処理場	—
用途地域	第一種中高層住居専用地域	都市計画道路	—	火葬場	—
建ぺい率	60%	[整備・未整備]	—	土地区画整理事業	—
容積率	200%	駐車場	—	市街地再開発事業	—
絶対高さ制限	0m	公園	—	地区計画	—
高度利用地区	—	緑地	—	景観計画区域	その他区域
景観地区	—	墓園	—	屋外広告物条例	その他区域
[地区区分]	—	公共下水道	—	—	—
[高さ制限]	—	下水道処理場	—	建築基準法22条区域	22条区域
[ゾーン区分]	—	汚物処理場	—	建築協定地区	—

凡例	
[---]	行政区境界
[ ]	都市計画区域
[ ]	市街化区域
[ ]	第一種低層住居専用地域
[ ]	第二種低層住居専用地域
[ ]	第一種中高層住居専用地域
[ ]	第二種中高層住居専用地域
[ ]	第一種住居地域
[ ]	第二種住居地域
[ ]	準住居地域
[ ]	近隣商業地域
[ ]	商業地域
[ ]	準工業地域
[ ]	工業地域
[ ]	工業専用地域
[ ]	建ぺい率・容積率 (下段) (上段)
[ ]	高度利用地区
[ ]	景観地区
[ ]	準防火地域
[ ]	臨港地区
[ ]	都市計画道路
[ ]	駐車場
[ ]	公園
[ ]	緑地
[ ]	墓園
[ ]	公共下水道
[ ]	下水道処理場
[ ]	下水道ポンプ場
[ ]	汚物処理場
[ ]	ごみ焼却場
[ ]	ごみ処理場
[ ]	火葬場
[ ]	土地区画整理事業
[ ]	市街地再開発事業
[ ]	地区計画
[ ]	景観計画区域
[ ]	景観計画区域(重点地区)
[ ]	屋外広告物条例
[ ]	屋外広告物条例(景観地区)
[ ]	建築基準法22条区域
[ ]	建築協定地区

この参考図は、本市の都市計画を証明するものではありません。お調べの土地が用途地域等地域地区や都市施設等の境界付近にある場合は、まちづくり推進課員にお問い合わせください。